



TOTTORI CITY

第 5 章

鳥取市の

歴史文化遺産を

保存・活用するために

はじめに

本市には、豊かな自然と人々の暮らしによって形成された歴史文化遺産が数多く残されています。しかし、天然記念物である鳥取砂丘を除けば、地域ではよく知られている文化財である鳥取城跡附太閤ヶ平や青谷上寺地遺跡、重要文化財仁風閣及び旧美歎水源地水道施設などでさえも、あまり知られているとはいえない。また、各地域においても国・県・市指定、未指定の文化財を含め、自分の地域以外のことについてはあまり広く知っているとはいえない。個々の文化財については、学術的価値に基づき、高く評価されているものも少なくありませんが、それらを面的に位置づけ、文化財によって地域文化の全体像を示すことができていなかったことが、その一つの要因と考えられます。平成の大合併で広域になった鳥取市の互いの旧市町村のことを知り、新たな鳥取市の全体像を知ることは、鳥取市の一体感を醸成するうえで鳥取市民として大切なこともあります。

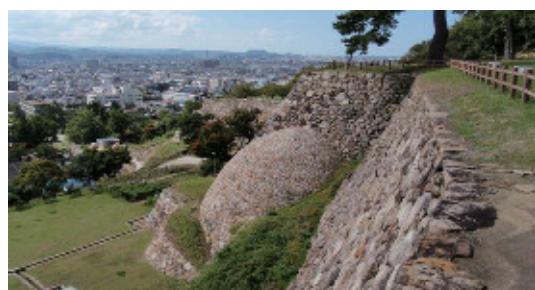
本構想の第3章では鳥取市内を6地域に分け、「各地域で醸成された歴史文化」を抽出し、第4章では7つの視点で「鳥取市を代表する歴史文化」として各地域に点在する歴史文化遺産を面的に位置づけ、ストーリーとし示しています。これらのストーリーは自分の住む地域はもちろん、本市全体の歴史文化を知ることで、地域の再発見や地域への誇りと愛着を持つきっかけとなるものです。

歴史文化遺産を地域の核として、地域の魅力を最大限に引き出し、まず市民が地域の文化を知ることで、国内外への知名度を高め、観光客をはじめ多くの方が訪れる魅力あるまちづくりを進めることになり、本市のブランド力向上、ひいては移住・定住や交流人口の増加など様々な分野に好影響を与えます。このように、歴史文化遺産はまちづくりを進めるうえで重要な財産となります。それらを生かすための情報発信、関係者や関係団体との体制強化などを図る必要があります。ここでは地域の歴史文化遺産を保存し、活用していくための方針や体制などを定めます。



● 鳥取砂丘（国天然記念物）

写真提供：鳥取県文化財課



● 鳥取城跡附太閤ヶ平（国史跡）



● 青谷上寺地遺跡出土品（国重要文化財）

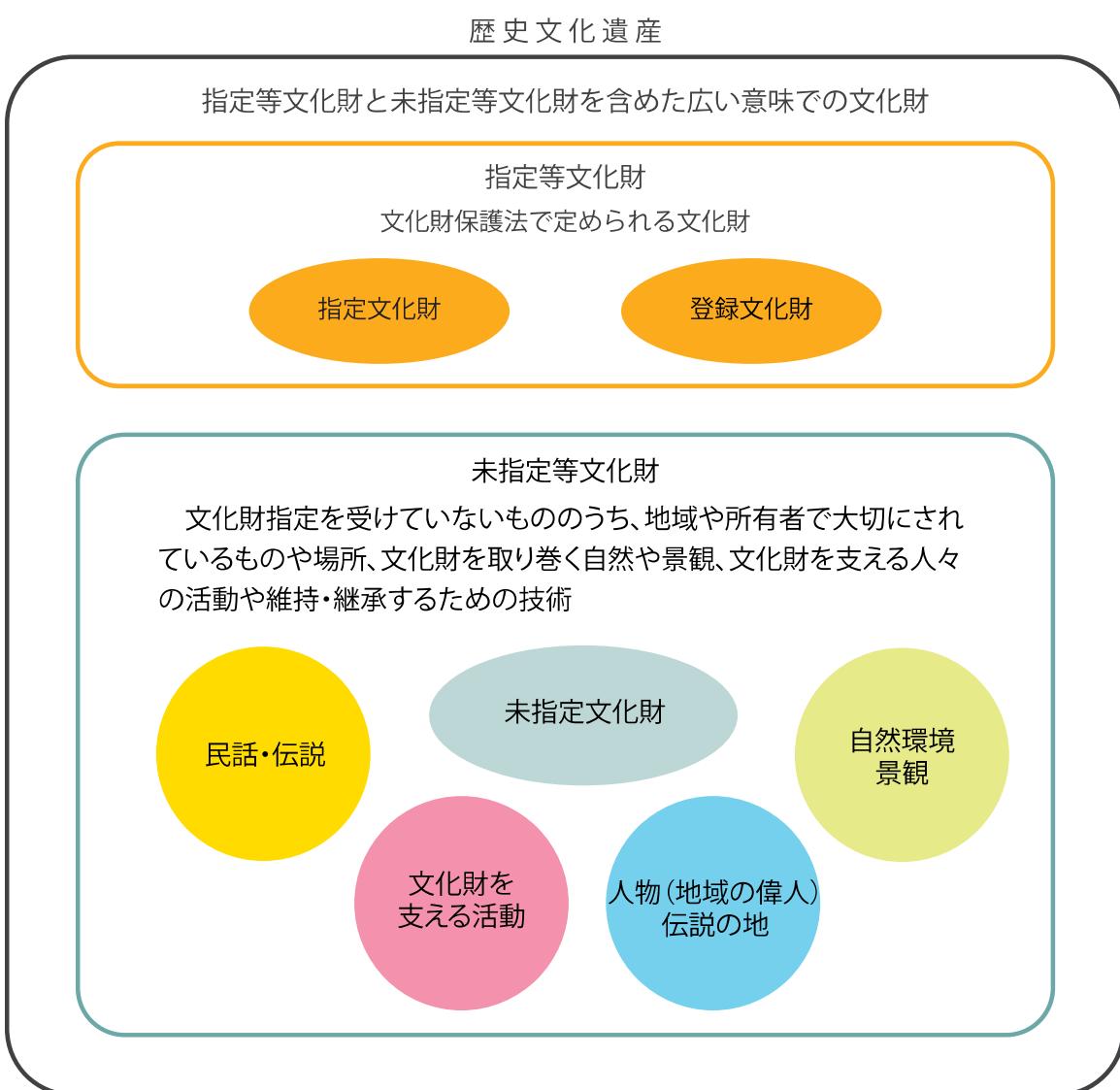
写真提供：鳥取県とつり弥生の王国推進課



● 因幡・但馬の麒麟獅子舞（国重要無形民俗文化財）

1. 「歴史文化遺産」と「文化財」の考え方

文化財とは文化財保護法で定める「有形文化財」「無形文化財」「民俗文化財」「記念物」「伝統的建造物群」「文化的景観」の6類型及び選定保存技術、埋蔵文化財に分けられたものを指し、そのうち重要なものを行政が指定・登録しています。一方文化財として把握できない「伝承・伝説」・「民話」・「文化財を支える活動・技術」などは文化財に関わる様々な要素として捉えられ、文化財の周辺環境といえます。本構想では指定・登録されている文化財を「指定等文化財」、未指定の文化財と文化財の周辺環境を「未指定等文化財」と設定し、それらを含めた全体を「歴史文化遺産」と設定します。



2. 文化財として保存・活用を図るために

(1) 文化財の保存と活用の体系について

指定等文化財については文化財保護法の体系に位置付けられており、従来どおり文化財保護法や文化財保護条例等に沿って保存・活用に取り組みます。また地域において大事に守られてきた未指定等文化財については、地域の歴史文化遺産として位置付け、保存・活用していきます。

(2) 文化財の保存について

指定等文化財については、従前のとおり保存に対する支援を行います。未指定等文化財については、地域社会において価値が認められるものをストーリーの中で位置付け、中長期的な視点に立って保存する仕組みを検討します。ただし、すべての文化財を保存することは現実的には不可能であり、地域社会において価値を失い、学術的にも評価できないものについては存続できないことも考えられます。しかし地域や所有者等がこれらを大切に思い、復興・再興するような場合については同様に支援を検討します。

(3) 文化財の活用について

指定等文化財については歴史的価値を高めるとともに、その本質的価値を損なわないことを前提に、所有者等による活用を支援し、教育普及・保存のための機運の醸成、地域の活性化等に努めます。

一方、未指定等文化財については、本質的な価値を損なわないことを基本として所有者・管理者や地域の自主性による柔軟な活用を促進し、教育普及・地域活性化等に努め、他の文化財の保存・活用に資するような先駆的な事業については支援する仕組みを検討します。

3. 文化財の体系で把握できない歴史文化遺産について

こうじょうぶんげい
口承文芸・民謡や方言、食文化などはその地域の気候や風土、人柄など様々な要因によって生み出された文化であり、「鳥取らしさ」を表しています。これらは文化財保護法の体系において位置付けや学術的評価が難しいのですが、文化財を語るうえでは欠くことができないものであり、第3章・第4章で示したストーリーの中で位置付け、保存・活用を検討します。

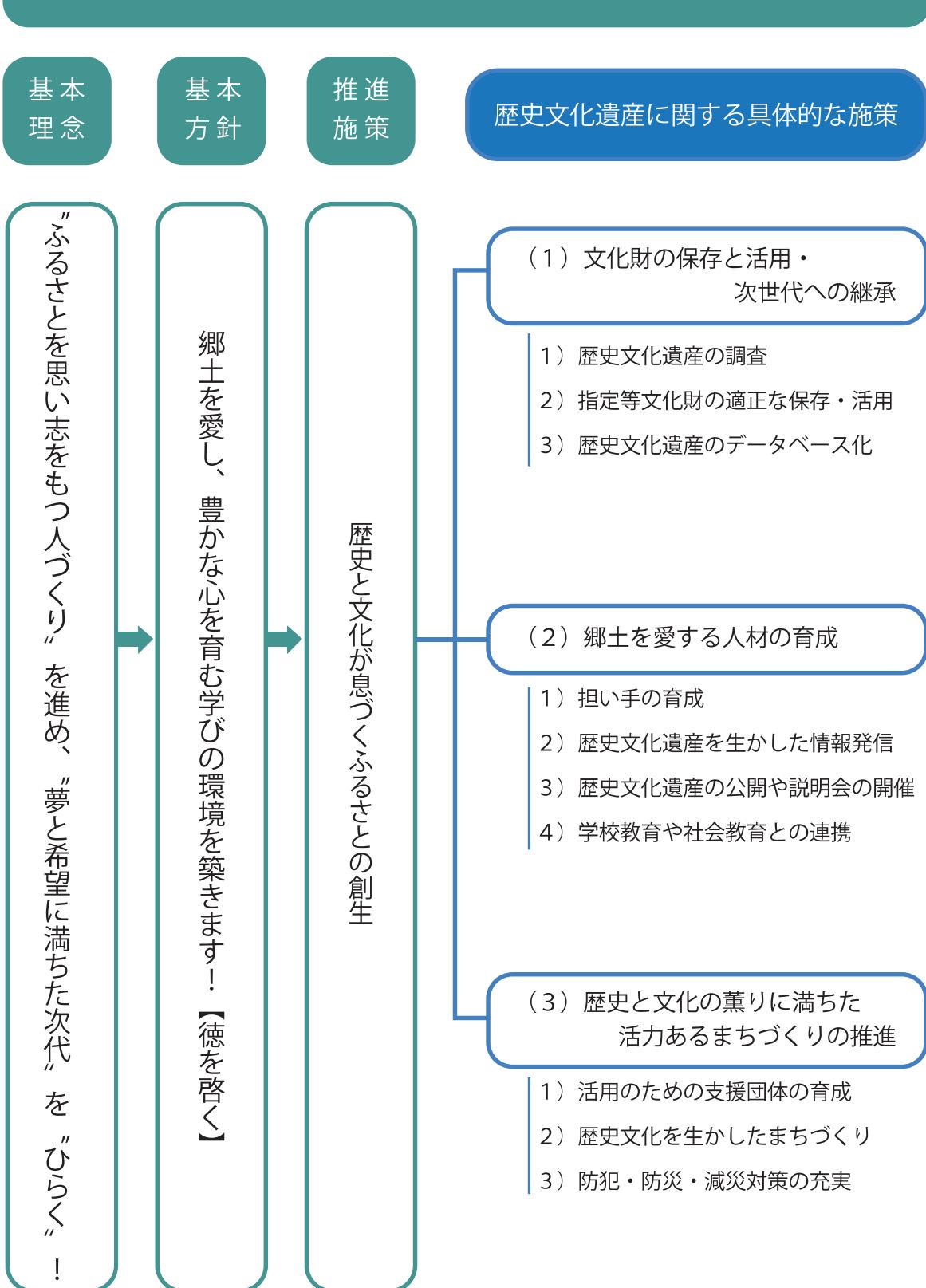
なお、今回の歴史文化基本構想におけるストーリーの中に含まれなかったものについては必要に応じて調査研究に取り組み、ストーリーを更新する際に位置付けを行います。

4. 鳥取市歴史文化基本構想の目標と取り組み

本市の教育大綱（第2期）では「“ふるさとを思い志をもつ人づくり”を進め、“夢と希望に満ちた次代”を“ひらく”！」ことを基本理念とし、基本方針として3つの“ひらく”

を推進しています。基本方針の一つ「郷土を愛し、豊かな心を育む学びの環境を築きます！【徳を啓く】」の推進施策として「歴史と文化が息づくふるさとの創生」を掲げ、歴史文化遺産を対象とする本構想の目標と取り組みの体系を次のように設定します。

第2期 鳥取市教育大綱及び教育振興基本計画



(1) 文化財の保存と活用・次世代への継承

1) 歴史文化遺産の調査

これまでの調査成果や課題を踏まえ、さらに未調査になっている本市の歴史文化を今後も継続して調査に取り組み、市域内の分布状況や実態の把握に努めます。調査にあたっては広く市民・有識者等と協力して進めます。



●歴史文化遺産の調査

2) 指定等文化財の適正な保存・活用

指定等文化財については各制度に沿って適正な保存・活用を図り、本市にとって独自の価値をもつ未指定等文化財については、広く保護対象として具体的な方策を検討します。また鳥取城跡附太閤ヶ平や青谷上寺地遺跡、旧美歎水源地水道施設等といった大規模な施設の保存修理・整備事業については保存活用計画等に基づき着実に整備を進めます。



●事例：保存修理工事を行った
重要文化財旧美歎水源地水道施設



●事例：鳥取城跡に復元整備した擬宝珠橋

3) 歴史文化遺産のデータベース化

指定等文化財だけではなく、調査で把握した未指定等文化財についてもデータベース化や地図情報化を図り、保存・活用に努めます。

(2) 郷土を愛する人材の育成

1) 担い手の育成

歴史文化遺産を次代へ継承していくためにも後継者や地域の担い手の育成は不可欠です。地域の歴史文化を地域住民に再確認してもらい、地域全体で歴史文化遺産を保存・活用する機運を高め、地域全体で守っていくことができるよう努めます。

2) 歴史文化遺産を生かした情報発信

歴史文化遺産については博物館などの文化財関連施設等と連携を図りながら、ホームページなどを活用して情報発信を行います。このほか観光関連部局と連携を図り、地域

の観光資源としての磨き上げや山陰海岸ジオパークに関連した取り組みを進め、地域の活性化につなげます。

3) 歴史文化遺産の公開や説明会の開催

指定等文化財については所有者の協力を得ながら一般公開を検討します。また未指定等文化財については第3章・第4章で抽出した歴史文化やストーリーと合わせて地区公民館やまちづくり協議会と連携を図りながら現地を見学する説明会等の開催やリーフレット等を作成し、広く周知することを検討します。



●事例：国指定史跡 梶山古墳公開事業

4) 学校教育や社会教育との連携

ふるさとに対する理解を深め、郷土愛の醸成を図るために発掘調査で出土した遺物等を活用した出前授業や地区公民館等の拠点施設を活用し、市民一人ひとりが歴史文化遺産を学習する機会を創出します。とくに次世代を担う子どもたちへの教育・啓発活動に努めていきます。



●事例：市内の小学校を対象とした出前授業



●事例：鳥取城フォーラム

(3) 歴史と文化の薫りに満ちた活力あるまちづくりの推進

1) 活用のための支援団体の育成

地域には古文書を読む会など地域の歴史を調査・研究する団体や「河原町民俗行事を語る会」や「さじ民話会」のような文化財の保存・伝承団体、公益財団法人鳥取市文化財団のような博物館などを管理運営し、文化財の専門的な知識を有する団体など様々な団体が精力的に活動しています。このような団体が地域の歴史文化遺産の調査・研究を進めることで地域の活性化につながることから、団体の育成に



●事例：河原町民俗行事を語る会

取り組み、今後作成する文化財保存活用地域計画^{※1}の中で文化財保存活用支援団体^{※2}として指定できるように取り組みます。また団体の支援については既存の制度の活用を図りながら、新たな制度の確立を検討します。

2) 歴史文化を生かしたまちづくり

関係部局と情報の共有化など連携を深め、鳥取城跡周辺や鹿野城下町周辺など一定のまとまりのある範囲にある景観や歴史的まちなみなどの歴史文化遺産を生かしたまちづくりの取り組みを検討します。また地域住民の自主性及び主体性に基づいた地域活動を支援するために既存制度の活用を推進します。

3) 防犯・防災・減災対策の充実

昨今、文化財は盜難や火災・地震などの自然災害による滅失が相次いでいます。このことから、文化庁では今後総合的・計画的な防火対策を重点的に進める計画を策定しています。この中で所有者等に期待する役割としては日常の防火点検や防火対策ガイドラインの活用、防火設備の整備、適切な保守点検や維持管理が期待されています。一方地方公共団体には国・県・所有者等と連携のもと、各地域における総合的かつ計画的な防犯・防火対策を策定するなど、各地域の実情を踏まえた積極的な関与が期待されています。

本市においても防犯・防災については所有者等や各機関と連携を図りながら文化財を守る取り組みを進め、災害時には鳥取県ミュージアム・ネットワーク^{※3}が策定した「災害時等の県立公文書館、図書館、博物館等の市町村との連携・協力実施計画」に基づき所有者等、博物館・資料館施設、県等各種団体等との連絡体制を構築し、文化財の保存に努めます。



●事例：文化財防火デー

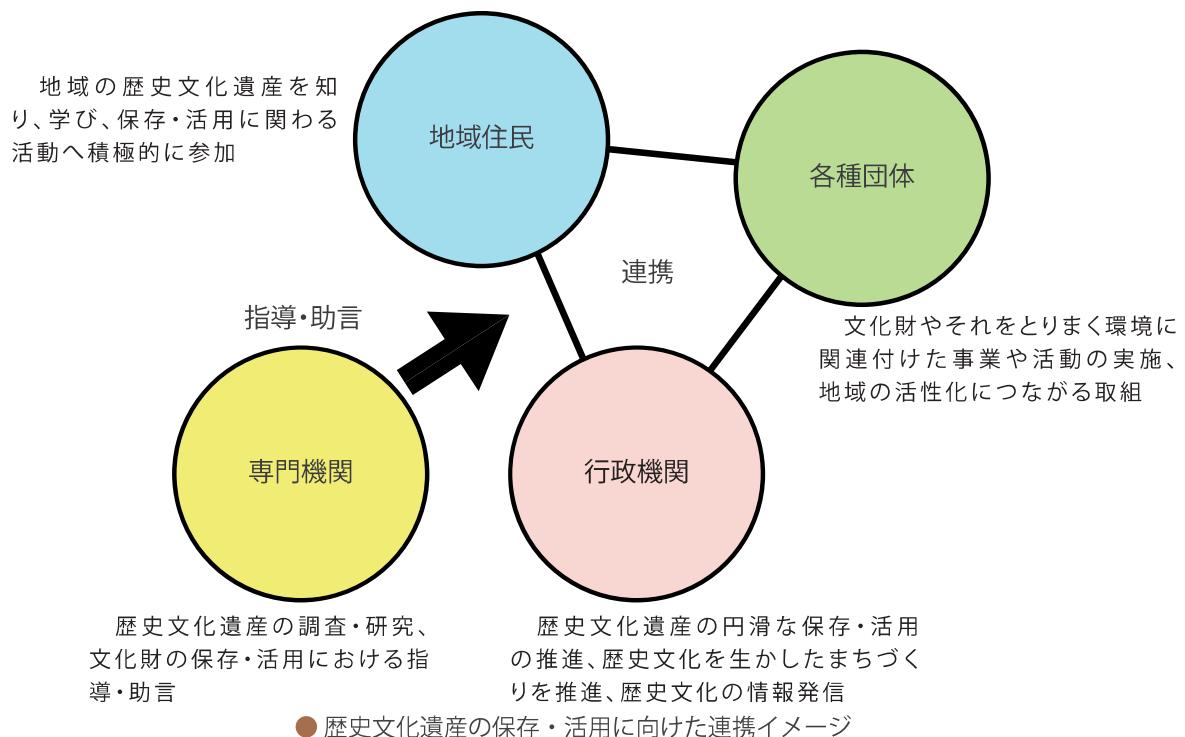
※1 歴史文化基本構想をより具体的にした計画で、地域における文化財の保存・活用の将来像や取組の方針、事業等を記載したもの

※2 地域の中で文化財の保存・活用を図るために調査研究・文化財所有者の相談に応じるなど必要な業務を行うことができる民間団体等

※3 鳥取県内の博物館、美術館等の相互連携を図り、運営や事業の発展の向上を図ることを目的として結成された組織

5. 保存・活用に向けたそれぞれの役割

歴史文化遺産を適切に保存・活用していくためには、地域をはじめ、文化財の所有者や文化財の保存・活用に取り組んでいる行政はもちろんのこと、教育や観光、産業、まちづくりに関する専門家や各種団体、民間事業者、そして市民一人ひとりが、それぞれの役割を果たしながら、連携して取り組んでいく必要があります。



(1) 行政の役割

行政ではこれまでも、市民の貴重な財産である歴史文化遺産を文化財に指定・登録することを通じて保存・活用に取り組んできましたが、今後は指定、未指定に関わらず、市内にある文化財とそれをとりまく周辺環境とともに歴史文化遺産として保存・活用できるように、国・県・市及び関係市町村と連携を図り、また、市の様々な施策と連携して歴史文化遺産の魅力向上や、歴史文化を生かしたまちづくりを推進していきます。歴史文化遺産の保存・活用に関わる「さじ民話会」や「鹿野町郷土文化研究会」などの各種団体や市民に向け、本市の歴史文化の魅力に興味関心を持ってもらうための機会の充実や情報発信を行うとともに、多様な主体が参加し、連携して歴史文化遺産の保存・活用を円滑に進めていくことが求められています。

(2) 市民の役割

一方、市民はこれまで地域の歴史文化遺産を大切に守ってきましたが、これからはより一層保存・活用の担い手であることを認識し、これまでにも増して自覚をもって行動することが望まれます。自らの住む地域のことを知ることは、地域に誇りや愛着を持つ

ことにもつながり、地域の財産である歴史文化遺産の保存・活用につながっていきます。そして地域の歴史文化遺産の保存・活用に関わる活動に主体的に参加していくことが求められています。

(3) 各種団体の役割

市内で活動する各種団体も、歴史文化遺産の保存・活用に関わる担い手と一員であることを意識してもらう必要があります。文化財やそれをとりまく周辺環境をそれぞれの事業や活動に関連づけていくことが、歴史文化遺産の一層の保存・活用につながっていきます。市民、行政と連携して、それぞれの立場や専門性を生かした歴史文化遺産の保存・活用のための様々な知恵や意見を出し合い、地域の活性化につながる取組を続けていくことが求められています。

(4) 専門機関の役割

専門機関には専門的な知見を生かして歴史文化遺産の調査・研究に積極的に取り組むとともに、文化財の保存・活用において、文化財が持つ価値が損なわれないように、指導・助言を行うことが期待されます。大学等の高等教育機関をはじめ小・中学校や高等学校等の教育機関で、研究や学習をする教職員、学生、児童・生徒一人ひとりも、歴史文化遺産の保存・活用に関わる一員です。それぞれの研究や学びを通して、文化財やそれを取り巻く周辺環境に興味関心を持つことが、歴史文化遺産の保存・活用につながっていきます。様々な機会を通じて歴史文化遺産についての研究や学習を行い、その保存・活用の活動に主体的に参加していくことが、教育機関や教職員、学生、児童・生徒に期待されています。

主な専門機関としては次のとおりです。

番号	専門機関の名称
1	鳥取県立博物館
2	鳥取県立公文書館
3	鳥取県立図書館
4	公益財団法人 鳥取童謡・おもちゃ館「わらべ館」
5	鳥取県埋蔵文化財センター
6	鳥取市歴史博物館（やまびこ館）
7	鳥取市埋蔵文化財センター
8	鳥取市あおや郷土館
9	鳥取市因幡万葉歴史館
10	国立大学法人鳥取大学
11	公立鳥取環境大学
12	鳥取市文化財審議会
13	鳥取県ミュージアムネットワーク加盟機関

(5) 地域と連携した取り組み事例

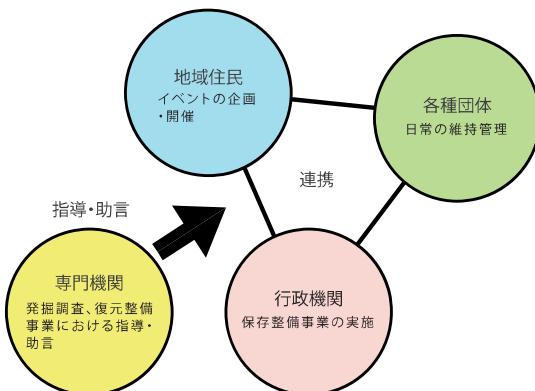
本市でこれまで実施した文化財の整備事業のうち、地域住民や各種団体と連携を計りながら活用事業を行っているものがあります。

○因幡国庁跡（国指定史跡）

市が保存整備を実施し、地元団体が史跡の日常的な維持管理を行っています。また地域住民によってイベントの開催等が行われています。



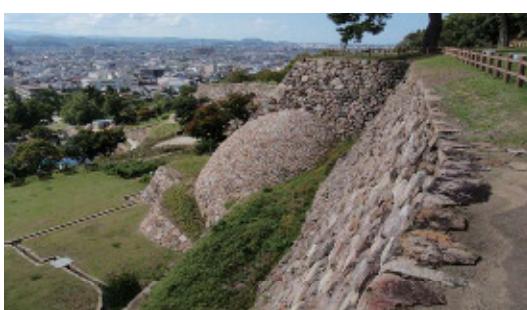
● 因幡国庁跡



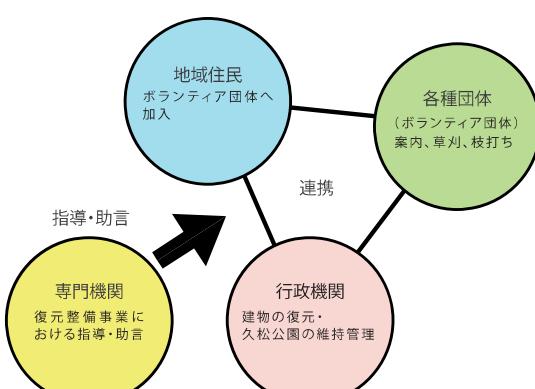
● 因幡国庁跡の保存・活用に向けた連携イメージ

○鳥取城跡（国指定史跡）

市が建物等の復元、久松公園としての維持管理し、地元のボランティア団体による案内、草刈・枝払い等が行われています。



● 鳥取城跡



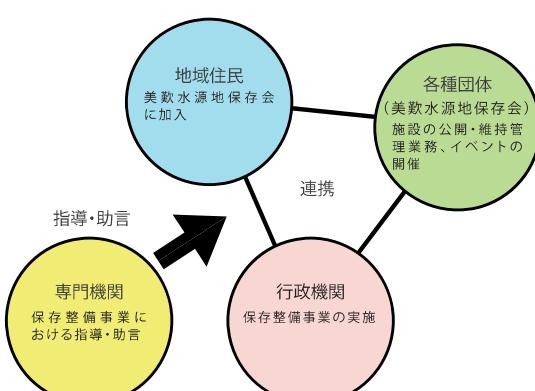
● 鳥取城跡の保存・活用に向けた連携イメージ

○旧美歎水源地水道施設（国重要文化財）

市が保存整備事業を実施し、地元住民が美歎水源地保存会の会員となり、イベントの開催、施設の案内や維持管理を行っています。



● 旧美歎水源地水道施設



● 旧美歎水源地水道施設の保存・活用に向けた連携イメージ

6. 保存・活用に向けた運営体制

本構想で示した「歴史と文化が息づくふるさとの創生」を推進するためにはこれまで文化財保護行政を進めてきた文化財課だけではなく、様々な施策を担う関係部局と連携が必要です。今後は関連部局との連携を深め、施策を展開していく仕組みを検討します。関連する主な部局は以下のとおりです。

関 係 部 局 名	関 係 課 名	関 連 す る 事 項
危機管理部	危機管理課	防災計画、防災・減災支援など
市民生活部	協働推進課 地域振興課	地区公民館、地域振興など
企画推進部	文化交流課 秘書課広報室	日本遺産、民俗芸能、情報発信など
経済観光部	観光・ジオパーク推進課 経済・雇用戦略課	日本遺産、山陰海岸ジオパーク、伝統工芸など
都市整備部	都市環境課 都市企画課	景観計画など
総合支所	国府、福部、河原、用瀬、佐治、気高、鹿野、青谷	地域振興など
教育委員会事務局	学校教育課 生涯学習・スポーツ課	学校教育、社会教育など

地域の歴史文化遺産の調査・研究・資料の収集・整理・保管の役割を担っている鳥取市歴史博物館やあおや郷土館といった博物館・資料館施設などでは文化財に関する情報や知識に触れることができる機会の創出や市民や団体などの活動の支援を行うことができるよう機能や体制を充実させる仕組みを検討します。併せて大学などの教育関係機関や専門分野の既存組織・団体、専門家にはそれぞれ専門的な知見や立場から文化財の保存・活用に必要な指導・助言を提言できるような仕組みも必要となります。

このほか市内の各地域で大切にされ、すでに保存・活用されている歴史文化遺産についても、従来の文化財の指定・登録制度以外の枠組みを整えていくことなどによって価値付けを行い、その保存・活用に関する活動を支援していく体制を検討していきます。

7. 保存・活用のための財源の確保

先にも述べたように、現在の文化財を取り巻く環境は大きく変容しています。特に文化財の所有者は世代交代が進み、指定当初の所有者から次の世代へ受け継がれています。この中で、所有者等の努力だけでは各地域の文化財を維持・継承していくには限界があり、特に未指定等文化財はすでに消滅したものや消滅の危機に瀕しているものも数多く存在しています。今後文化財の保存・活用を行う上で、文化財保存活用地域計画や各文化財の保存活用計画等の中で長期的な視点で保存・活用の方向性を導きだし、その中で資金の調達方法についても検討していく必要があります。

従来の指定文化財に関する国・県の補助事業の積極的な活用に加え、観光・まちづくりと関わる公的・民間支援、文化財自体の活用による収益等の確保、事業実施のための寄附・クラウドファンディングの提案など歴史文化遺産の保存を担保したうえで、様々な手法を所有者・支援団体とともに検討していきます。

8. 保存・活用に向けての今後の取り組み

本構想は地域の歴史文化の全体を把握し、その特徴をとらえたうえで、長期的な歴史文化遺産の保存・活用についての基本的な考え方を示したものです。今後も関係団体や専門家と連携し、地域の歴史文化の継続的な調査を行って、5年から10年を目途にストーリーの追加や修正を行っていきます。

また本構想に基づき、具体的な取り組みを展開していくための体制づくりや施策のマスタープラン兼アクションプランとなる「文化財保存活用地域計画」の作成を検討します。この計画では文化財の保存・活用に関して本市が目指す将来的なビジョンや具体的な事業等の実施計画を定め、これに従って計画的に取組を進めることで、継続性・一貫性のある文化財の保存・活用を一層促進することを目指します。

鳥取市歴史文化基本構想

歴史文化遺産を守り、伝えるために

令和4年3月

発 行 鳥取市教育委員会

編 集 鳥取市教育委員会事務局文化財課

〒 680-8571 鳥取県鳥取市幸町 71 番地

電話 0857-30-8421 Fax 0857-20-3954

印 刷 石川特殊特急製本株式会社